

東広島市火災予防条例（平成16年条例第35号）新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第20条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第20条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この項において同じ。)により構成されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、<u>充電ポストを含む</u>。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び延焼を防止するための措置として消防長が認めるものが講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるもの</u>にあっては _____、この限りでない。</p> <p><u>ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> <u>イ 分離型のもの</u>にあっては、<u>充電ポスト</u></p> <p>(2) その管体は、^{きょう}不燃性の金属材料で造ること。ただし、<u>分離型のもの</u>の<u>充電ポスト</u>にあっては、この限りでない。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第20条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キュービクル式のもの</u>にあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第20条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び延焼を防止するための措置として消防長が認めるものが講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> <p>(2) その管体は、^{きょう}不燃性の金属材料で造ること。 _____</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) <u>コネクター</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該部分が十分な強度を有するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池<u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が</u>外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させることができる措置を講ずる</u> ____こと。</p> <p>(12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) <u>充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該部分が十分な強度を有するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池____ ____について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p>

新	旧
<p>2 (略) (蓄電池設備)</p> <p>第22条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下この条及び第79条第1項において同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>2 (略) (蓄電池設備)</p> <p>第22条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第18条第4号、第20条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに<u>第20条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。 (避雷設備)</p> <p>第25条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格<u>(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。第35条第4項において同じ。)</u>に適合するものとしなければならない。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第18条第4号、第20条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。 (避雷設備)</p> <p>第25条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。</p>
<p>2 (略) (喫煙等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略) (削る)</p>	<p>2 (略) (喫煙等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。</u></p>
<p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)は、次の</p>	<p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)は、次の</p>

新	旧
<p>各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (<u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u>)</p> <p><u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p><u>5 第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第53条 <u>別表第2</u>に掲げる物品で同表に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p> <p>ア 可燃性固体類(<u>別表第2備考6エ</u>に該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄におい</p>	<p>各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。</u>)</p> <p><u>5 前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第53条 <u>別表第3</u>に掲げる物品で同表に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。</p> <p>ア 可燃性固体類(<u>別表第3備考6エ</u>に該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄におい</p>

新	旧
<p>て、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物規則第39条の3第1項に規定する告示の例による容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により可燃性液体類等を収納すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 可燃性液体類等(別表第2備考6エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地进行、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有し、又は防火上有効な塀を設けること。</p> <p>(2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有し、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p>	<p>て、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物規則第39条の3第1項に規定する告示の例による容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、危険物規則第43条の3の規定の例により可燃性液体類等を収納すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 可燃性液体類等(別表第3備考6エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地进行、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有し、又は防火上有効な塀を設けること。</p> <p>(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有し、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>第54条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 再生資源燃料(別表第2備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第2備考9に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考7に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第2で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 別表第2に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定す</p>	<p>第54条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(5) 再生資源燃料(別表第3備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第3備考9に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考7に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定す</p>

新	旧
<p>る難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 別表第2で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>第54条の2 別表第2で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。</p> <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第57条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は別表第2に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備の設置の届出等)</p> <p>第79条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、当該計画がこの条例の規定に適合するかどうかの審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p>	<p>る難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>第54条の2 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。</p> <p>第57条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は別表第3に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備の設置の届出等)</p> <p>第79条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、当該計画がこの条例の規定に適合するかどうかの審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 蓄電池設備</p>

新										旧									
(17)・(18) (略)										(17)・(18) (略)									
2 (略)										2 (略)									
(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)										(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)									
第82条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第2で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。										第82条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。									
2 (略)										2 (略)									
別表第1 (第2条、第28条関係)										別表第1 (第2条、第28条関係)									
火気設備等又は火気器具等の種別					離隔距離 (単位 センチメートル)					火気設備等又は火気器具等の種別					離隔距離 (単位 センチメートル)				
					上	側	前	後						上	側	前	後		
					方	方	方	方						方	方	方	方		
厨房 設備	気 体 燃 料	不燃 以外	開放 式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	1 0 0	1 5 (注 4)	1 5 (注 4)	1 5 (注 4)	厨房 設備	気 体 燃 料	不燃 以外	開放 式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	1 0 0	1 5 (注 4)	1 5 (注 4)	1 5 (注 4)		
				据置型レ ンジ	2 0 0	1 5 (注	1 5 (注	据置型レ ンジ					2 0 0	1 5 (注	1 5 (注				

新									旧										
		不燃	開放式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14キロワット 以下	8 0	0	—	0			不燃	開放式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14キロワ ット以下	8 0	0	—	0
				据置型レ ンジ	21キロワット 以下	8 0	0	—	0					据置型レ ンジ	21キロワ ット以下	8 0	0	—	0
	固体燃料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き 器	—	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>										
		不燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き 器	—	<u>8</u> <u>0</u>	<u>3</u> <u>0</u>	—	<u>3</u> <u>0</u>										
別表第2 削除 (略) 別表第2(第53条、第54条、第54条の2、第57条、第82条関係) (略) 附則 (施工期日)									別表第2(第35条関係) (略) 別表第3(第53条、第54条、第54条の2、第57条、第82条関係) (略)										

新	旧
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第25条第1項の改正規定、第35条第3項を削る改正規定、同条第4項第2号の改正規定及び同項を同条第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定、第35条第5項、第53条、第54条、第54条の2、第57条第1項第6号及び第82条第1項の改正規定並びに別表第2を削り、別表第3を別表第2とする改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第20条の2第1項の改正規定（同項第4号に係る部分を除く。）、同項第1号に次のように加える改正規定、同項第2号にただし書を加える改正規定及び同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に1号を加える改正規定並びに次項の規定 令和5年10月1日</p> <p>(3) 第20条第1項第4号、第20条の2第1項第4号、第22条、第79条第1項第16号及び別表第1の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 令和6年1月1日</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の東広島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第20条第1項第4号（新条例第13条の2第1項及び第3項、第20条第3項、第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第22条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に設置されているも</p>	

新	旧
<p>の及び同号に掲げる改正規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものであって、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。</p> <p>6 新条例第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。</p> <p>7 附則第1項第1号に掲げる改正規定の施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	